

どうしよう？

管理

空き家となった実家を
管理できない…

活用

空き家を貸せる？
貸せない？

家財整理

家財整理ができず
前に進めない…

庭木剪定

庭木が生い茂って
近隣に迷惑を
かけている…

税金・法律

売却した後の
税金ってどのくらい？

住んでいない
実家・自宅の
お悩み

売却

相続した実家を
売るまでの手順が
わからない…

解体

解体したほうがいい？
しなくていい？

相続

相続トラブルになって
活用ができない…



神戸市「空き家ワンストップ相談窓口」に
ご相談ください！

まずは簡単に相談内容とご希望の相談方法を伺いますので
お電話または当センターホームページよりお問い合わせください。

選べるご相談方法

電話相談

オンライン相談

対面相談



0120-500-618 (受付時間
9時～17時
※平日のみ)

<https://www.akiya-akichi.or.jp/>



ご相談
無料

ご相談内容に対し、様々な専門家・協力事業者と共に解決に向けてサポートいたします。



空き家の管理、はじめませんか？

2023年12月に空き家法改正が施行され、空き家の管理が今まで以上に求められます！
空き家となった実家・自宅をどうするか考える間の適正管理は、
当センターの管理サービスをご利用ください！

NPO法人 空家・空地管理センターの空き家管理サービス

空き家あんしん管理

月額 **2,750** 円 (税込)

建物外観・ 草木目視確認



家の外側から建物の外観や草木に問題がないか確認します

写真付き 巡回報告書



巡回報告書を写真付きで作成しメールでお送りします

近隣クレーム 一次対応



電話で近隣の方からのご連絡の一次対応受付をおこないます

ポスト掃除



ポスト内のチラシ等を処分します

管理ステッカー 貼付



管理ステッカーを貼付け、管理者がいることを周知します

業界初！

※2023年11月
当社調べ

さらに！

付帯サービスとして、万が一の時に備えられる保険付き！

例えばこんな時に ...

所有する空き家で火災が発生し、近隣に延焼してしまいました。



近隣の方へのお見舞金を補償します！

例えばこんな時に ...

近所からのもらい火で所有する空き家が火事になってしまった。



解体費用や撤去費用等を補償します！

例えばこんな時に ...

所有する空き家の外壁が剥がれ落ち、通行人がケガをしたため、損害賠償責任が発生した。



所有者が賠償責任を負うことによる損失を補償します！

室内の目視確認など、もっと安心できるメニューが付くプラン「空き家あんしん管理プラス」や、草刈りや家財処分などのオプションメニューも多数ございます。詳しくはお問い合わせください。

神戸市空き家の ワンストップ相談窓口とは

空き家の所有者等からのご相談に応じるため、神戸市の補助を受け設置した神戸市専用相談窓口です。空き家の管理や活用などに関するアドバイスやサービスの提供、不動産や法律に関する専門家のご紹介、家財整理や除草、解体などの事業者のご紹介など、ご相談内容に応じて様々な解決方法をご提案いたします。

NPO法人 空家・空地管理センターとは

NPO法人 空家・空地管理センターは、空き家に関わるあらゆるお困りごとをワンストップで解決する総合相談窓口です。社会問題化する「放置空き家」を無くすことを目標に2013年に設立し、各自治体と連携を図りながら日々活動をおこなっています。



0120-500-618

<https://www.akiya-akichi.or.jp/>

受付時間
9時～17時
※平日のみ



ご相談
無料



NPO法人
空家・空地管理センター

■【神戸】相談センター（サテライトオフィス）/ 兵庫県神戸市中央区北長狭通4丁目2-19 アムズ元町 4F
■【東京】空き家相談センター / 東京都新宿区西新宿3丁目8-4 BABAビル 9F